

秋田城跡史跡公園等管理業務委託に係る
公募型指名競争入札のお知らせ

秋田城跡史跡公園等管理業務委託事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

秋田市長 沼 谷 純

1 詳細および条件等

別添「秋田城跡史跡公園等管理業務委託仕様書」のとおり。

2 入札参加申込み等に係る日程

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 1 4 日から令和 7 年 5 月 2 1 日まで

※ 受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受付場所

秋田城跡歴史資料館（秋田市寺内焼山 9 番 6 号）

(3) 指名通知および非指名通知

令和 7 年 5 月 2 3 日までに電子メール等により通知する。

(4) 入札日時および場所

令和 7 年 5 月 3 0 日午前 1 0 時から秋田城跡歴史資料館（秋田市寺内焼山 9 番 6 号）で執行する。

(5) 入札保証金

入札金額の 5 / 1 0 0 以上（1 円未満切上）

ただし、秋田市財務規則第 1 0 9 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。第 1 号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第 2 号に該当する場合は業務実績調書および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。

※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 契約締結期限

令和7年6月5日まで

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。

- (1) 秋田市内に主たる事業所（本社、本店等）を有する者であること。
- (2) 秋田市の建設工事登録業者の造園に登録されている者であること。
- (3) 秋田市税に滞納がないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

4 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加申込書

イ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書

ウ 申込み時点で次の市税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書又は完納証明書、固定資産のない場合は資産なし証明書）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（直近年度のもので個人事業者は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税（直近年度のもの）

エ 各証明書は参加申込み時点において3か月以内に発行されたもので写しでも可。

オ 誓約書

カ 様式ア、オおよび業務実績調書については、秋田城跡歴史資料館のホームページから入手すること。

キ 入札参加申込書等は持参すること。郵送等による受付はしない。

(2) 指名および非指名通知について

入札参加希望者のうち入札参加資格を満たしている者に指名通知を行い、資格審査結果により指名されない場合はその旨を通知する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とする。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定するので、最低制限価格より低い入札をした者は落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

オ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を一回に限り行う。

カ 落札者となるべき同価格の入札が複数の場合は、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。

キ 入札書等は当日持参すること。郵送等による入札は受けしない。

ク 入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用

印鑑)を当日持参すること。

ケ 代理人が入札する場合には委任状を提出すること。

コ 入札書および委任状は秋田城跡歴史資料館のホームページから入手すること。

サ 落札決定後の辞退はできない。

5 その他

(1) 入札参加申込書等の作成時に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された入札参加申込書等は返却しない。

問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部 秋田城跡歴史資料館

管理運営担当 電話 0 1 8 - 8 4 5 - 1 8 3 7